



ART（自動車破碎残さリサイクル促進チーム）
Automobile shredder residue Recycling promotion Team
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-18 PMO 芝大門 4 階
<http://www.asrrt.jp/>

TH チーム（豊通リサイクル株式会社 ASR 再資源化事業部）
TOYOTSU RECYCLE CORPORATION
ASR OPERATION DIV.
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-20-5 S-GATE 八丁堀ビル 6F
<http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/index.html>



自動車リサイクル法
（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

破碎工程の 実務詳細マニュアル

（プレス・せん断処理工程／シュレッダー工程）

自動車リサイクルシステムに関するお問い合わせ先

自動車リサイクルコンタクトセンター

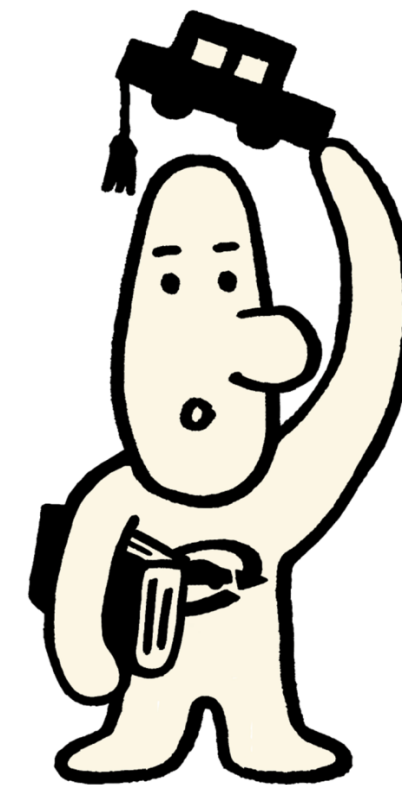
電話：050-3786-7755

受付時間 9:00～18:00
（土日祝日・年末年始等を除く）

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

Japan Automobile Recycling Promotion Center
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館

<https://www.jarc.or.jp>



目次 INDEX

第 1 章	破砕業者(プレス・せん断処理業者およびシュレッダー業者)の実務概要	
1.	プレス・せん断処理業者の役割	2
2.	シュレッダー業者の役割	3
第 2 章	電子マニフェスト(移動報告)制度の概要	
1.	電子マニフェスト(移動報告)制度の概要	4
2.	FAX を利用する場合の移動報告について	5
第 3 章	プレス・せん断処理業者の具体的な実務	
1.	プレス・せん断処理業者の実務概要	6
2.	処理パターン別の実務について	7
3.	全部利用者への引渡報告	10
第 4 章	シュレッダー業者の具体的な実務	
1.	シュレッダー業者の実務概要	14
2.	紐付とは	16
3.	電子マニフェスト画面での紐付作業	17
第 5 章	ASR 引取基準	
1.	ASR 引取基準の基本的な考え方	18
2.	具体的な ASR 引取基準	19
3.	引取基準不適合時の処置	20
第 6 章	ASR 指定引取場所	
1.	ASR 指定引取場所とは	22
2.	ASR 指定引取場所までの運搬と費用分担	23
第 7 章	自動車リサイクルシステム事業者登録情報における 内容変更の手続きについて(重要)	24

第1章 破砕業者(プレス・せん断処理業者およびシュレッダー業者)の実務概要

1. プレス・せん断処理業者の役割

- 役割1** 解体自動車の引取りと引取報告の実施
- 解体自動車(廃車ガラ)の引取りを求められた時は、ゴミ等の異物(危険物も含む)の混入等の正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。
※ 正当な理由がある場合、引取拒否することが可能です。
 - 解体自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認の上、引取りを行ってください。
※ 架装物がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。
 - 解体自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
※ 解体業者がプレス・せん断処理までを行う時は、自社の解体工程から自社のプレス・せん断処理工程に引渡報告を行った後、引取報告を行う必要があります。
※ 解体業者でプレス機等を保有する場合は、解体業の許可と破砕業(破砕前処理工程のみ)の許可が必要です。
- 役割2** 基準に従ったプレス・せん断処理の実施
- 解体自動車に特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、破砕前処理基準(※1)に従って適切なプレス・せん断処理を行う必要があります。
※1 プレス・せん断処理工程の破砕前処理基準: 解体自動車にゴミ等の異物(危険物も含む)を混入しないこと
- 役割3** プレス・せん断処理を行った解体自動車の引渡しと引渡報告の実施
- プレス・せん断処理を行った解体自動車は、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けたシュレッダー業者または解体自動車全部利用者に引き渡す必要があります。
※1 解体自動車全部利用者とは、解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者または製品原料として輸出する事業者のことです。解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する必要があります。
 - 解体自動車をシュレッダー業者等に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

2. シュレッダー業者の役割

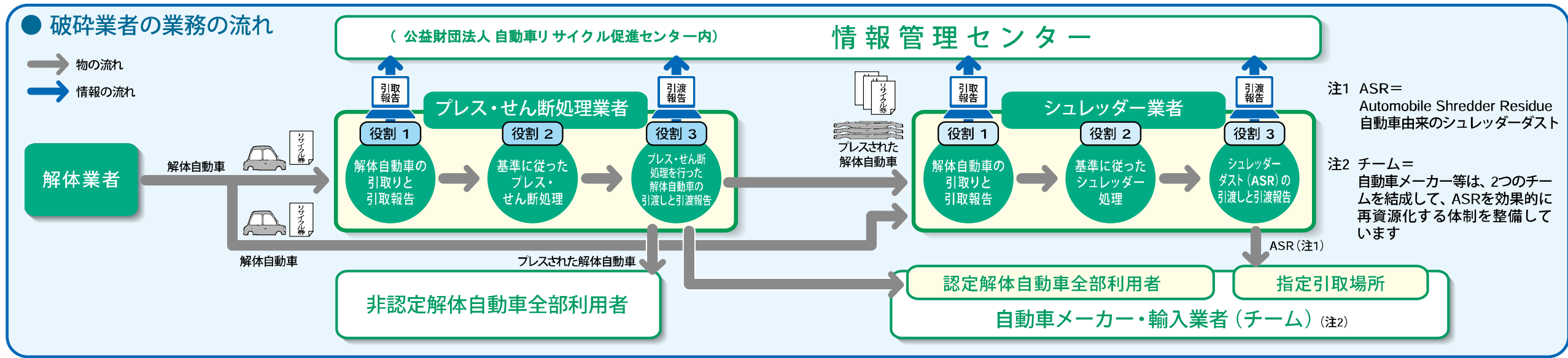
- 役割1** 解体自動車の引取りと引取報告の実施
- 解体自動車(廃車ガラ)の引取りを求められた時は、ゴミ等の異物(危険物も含む)の混入等の正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。
※ 正当な理由がある場合、引取拒否することが可能です。
 - 解体自動車に架装物が含まれている場合は、「架装物判別ガイドライン」等を確認の上、引取りを行ってください。
※ 架装物がリサイクル料金に含まれていない時は、そのことを考慮して前・後工程の事業者と取引してください。
 - 解体自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
- 役割2** 基準に従ったプレス・せん断処理の実施
- 解体自動車に特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準(※2)に従って適切なシュレッダー処理を行う必要があります。
※2 シュレッダー処理工程の再資源化基準:
 - 鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
 - 自動車由来のシュレッダーダスト(ASR)に異物が混入しないように解体自動車を破砕すること
- 役割3** シュレッダーダスト(ASR)の引渡しと引渡報告の実施
- ASR は自動車メーカー等が指定する指定引取場所に引取基準(性状・荷姿・引取方法)に従って引き渡す必要があります。
※ 引取基準に適合しない場合、原則として引取拒否となりますのでご注意ください。
 - ASR を指定引取場所に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。



以上の役割を果たさなかった場合には、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、破砕業の許可を取り消される場合があります。

破砕業者の業務に関連するその他のマニュアル

- 役割 1・3** : 「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト) 詳細マニュアル破砕工程編」および「FAXを利用した移動報告(電子マニフェスト) 詳細マニュアル破砕工程編」をご覧ください
- 役割 1** : 「架装物判別ガイドライン」をご覧ください



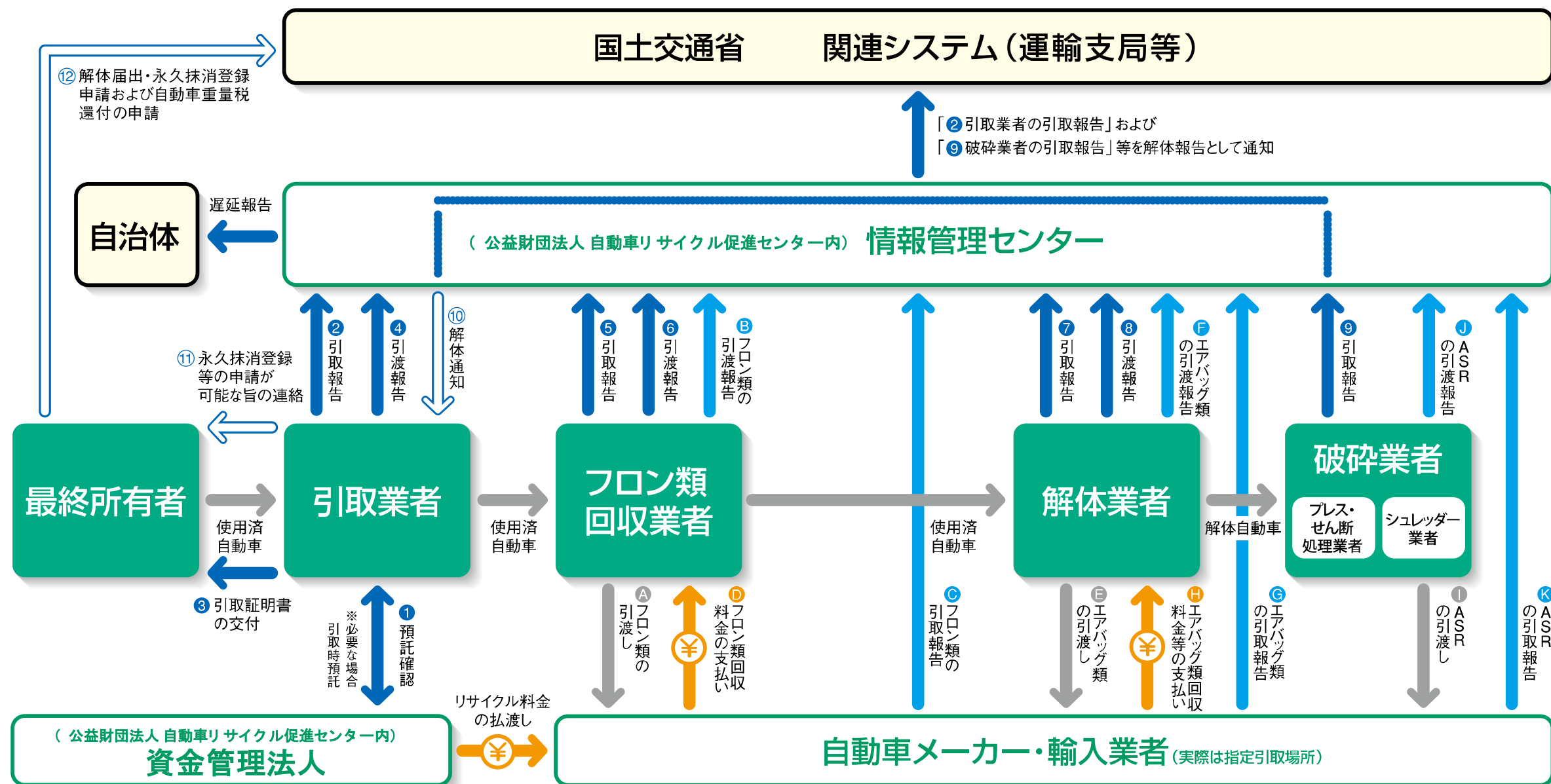
第2章 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

1. 電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

- ・ 自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車／解体自動車、フロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストの「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンで情報管理センターにインターネット経由で報告を行う必要があります。
- ・ 具体的な業務フローは下図のとおりです。
- ・ 操作の詳細は「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル破砕工程編」をご覧ください。

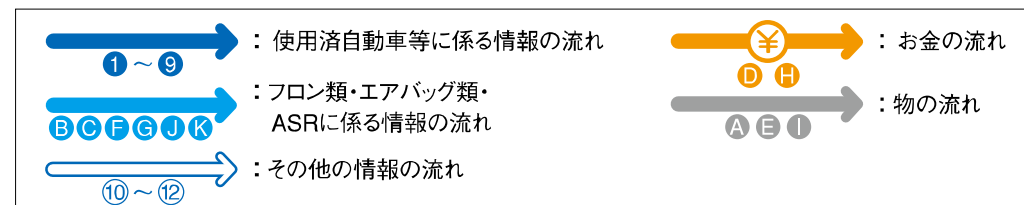
2. FAX を利用する場合の移動報告について

- ・ 解体自動車の引取・引渡報告や ASR 類の引渡報告はパソコンの利用が原則となっていますが、やむを得ずパソコンを利用できない場合は、FAX を利用することも可能です。
 - ・ 移動報告を FAX で行う場合は、情報管理センターへの手数料の支払いが必要になります。
- ※ FAX を利用する場合は、手数料が必要になることに加え、パソコンを利用する場合と比較して車台一覧の中から車台を選択して移動報告を行うなどの各種便利機能がありません。
- また、記入事項が不備・不鮮明な時は、FAX を再度送信していただくことになる点で不便があることから、各事業者における事務効率性の観点からもパソコンの利用をおすすめいたします。
- ※ FAX を利用する移動報告の詳細については「FAX を利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル 破碎工程編」をご覧ください。



一、注意点一

- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
- ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古輸出等を行う事とは原則として出来ません。



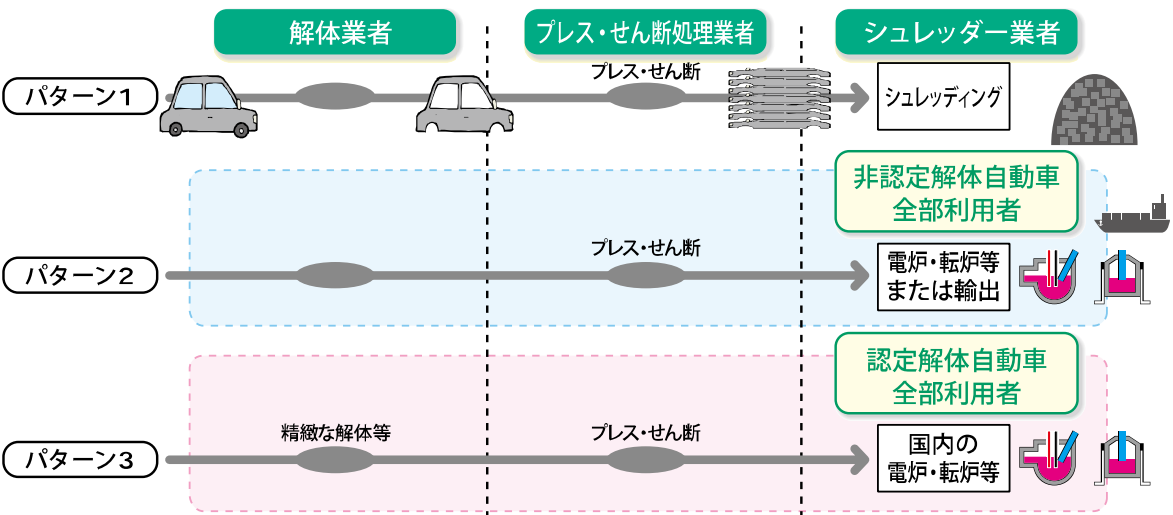
第3章 プレス・せん断処理業者の具体的な実務

1. プレス・せん断処理業者の実務概要

(1) 処理パターン

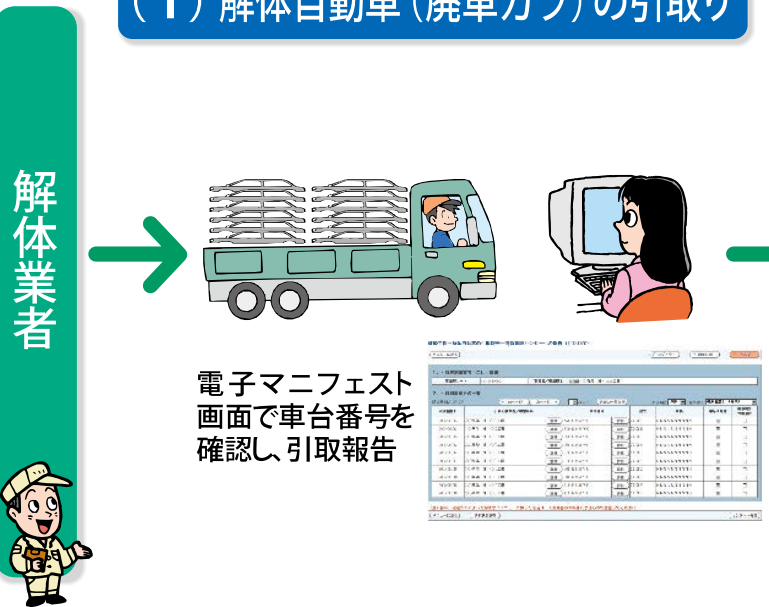
- ・ プレス・せん断処理業者の処理パターンは、大きく分けると、シュレッダー業者に引き渡すものと解体自動車全部利用者に引き渡すものがあります。
- ・ 自動車メーカー等(チーム)とプレス・せん断処理業者との間に委託契約関係がなく、これらの事業者が独自のルートで電炉・転炉等や製品原料として輸出する事業者引き渡す場合は、その引渡先は、非認定全部利用者として区分されます。
- ・ 自動車メーカー等(チーム)とプレス・せん断処理業者との間に委託契約関係(※1)があり、国内の電炉・転炉等に引き渡しを行う場合には、その引渡先は認定全部利用として区分されます。

※1 この委託契約により全部再資源化に取り組む解体業者またはプレス・せん断処理業者には、ASR 分のリサイクル料金を原資として自動車メーカー等(チーム)から作業内容に相当する委託費を支払うことになります。

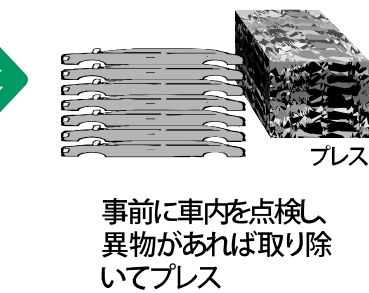


●パターン1 シュレッダー業者に引き渡す場合

(1) 解体自動車(廃車ガラ)の引取り



① プレス・せん断処理の業務



2. 処理パターン別の実務について

(1) 解体自動車(廃車ガラ)の引取り (全パターン共通)

- ・ 前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、前工程の事業者の引渡報告が行われているかどうかを確認します。
- ・ 車台番号を確認して移動報告画面で引取報告を行います。
前工程の移動報告が行われていない場合は引取報告が行えません。

(2) プレス・せん断した解体自動車の引渡し

(2)-1 シュレッダー業者に引き渡す場合 (パターン1)

① プレス・せん断処理の業務

- ・ 必ず事前に車内の点検をして異物があれば取り除いてからプレス・せん断します。

② トラック積載

③ 車台数確認、引渡報告

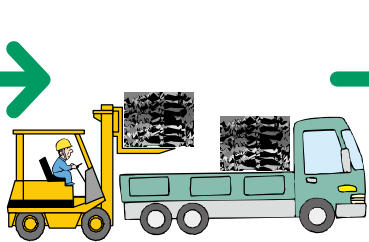
- ・ プレス・せん断した解体自動車をトラックに積載するとき、車台数を確認して電子manifest画面で引渡報告を行います。
- ・ プレス・せん断した解体自動車では、後工程のシュレッダー業者が電子manifest画面でどの車台番号が搬入されたか把握できませんので、情報管理センターへの引渡報告画面をプリントアウトしたものか、リサイクル券の束をトラックの運転手に持たせることをおすすめします。

④ 運搬

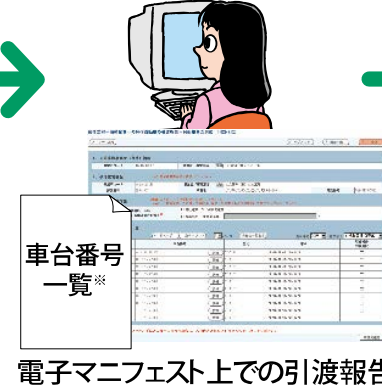
- ・ シュレッダー業者へ搬出します。

(2)-1 シュレッダー業者に引き渡す場合

② トラック積載



③ 車台数確認・引渡報告



④ 運搬



シュレッダー業者

(2)-2 非認定全部利用者に引き渡す場合 (パターン 2)

①プレス・せん断処理の業務

②トラック積載

- ・ プレス・せん断した解体自動車(廃車ガラ)をトラックに積載します。

③車台数確認、引渡報告

- ・ 引渡しを証する書面を作成し、電子マニフェスト画面を開いて情報管理センターへの報告を完了します。書面を手書きすることは大変ですので、電子マニフェストの報告画面をプリントアウトする方法をおすすめします。

④運搬

- ・ 上記書面をトラック運転手に持たせ、搬出します。

⑤書面保管

- ・ 書面に非認定全部利用者のサインや受領印等をもらったものを回収して保管します。
※非認定全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるもの(いつ、誰が、誰にどの車台(車台番号)を引き渡したか)を、その引渡しの日から5年間保管しなければならない(法第18条8項-第16条5項)

②トラック積載

- ・ 委託契約したチームのプレス・せん断した解体自動車のみトラックに積載します。その他のプレス・せん断した解体自動車は載せないようにしてください。

③車台数確認、伝票添付

- ・ 台数確認をして、電子マニフェスト画面で引き渡す車台の確定をします。この時点では情報管理センターへの引渡報告は行わないでください。
- ・ 電子マニフェストで荷姿詳細情報画面をプリントアウトします。
- ・ 自動車メーカー等(チーム)が指定する検収伝票に必要事項を記入します。

④運搬

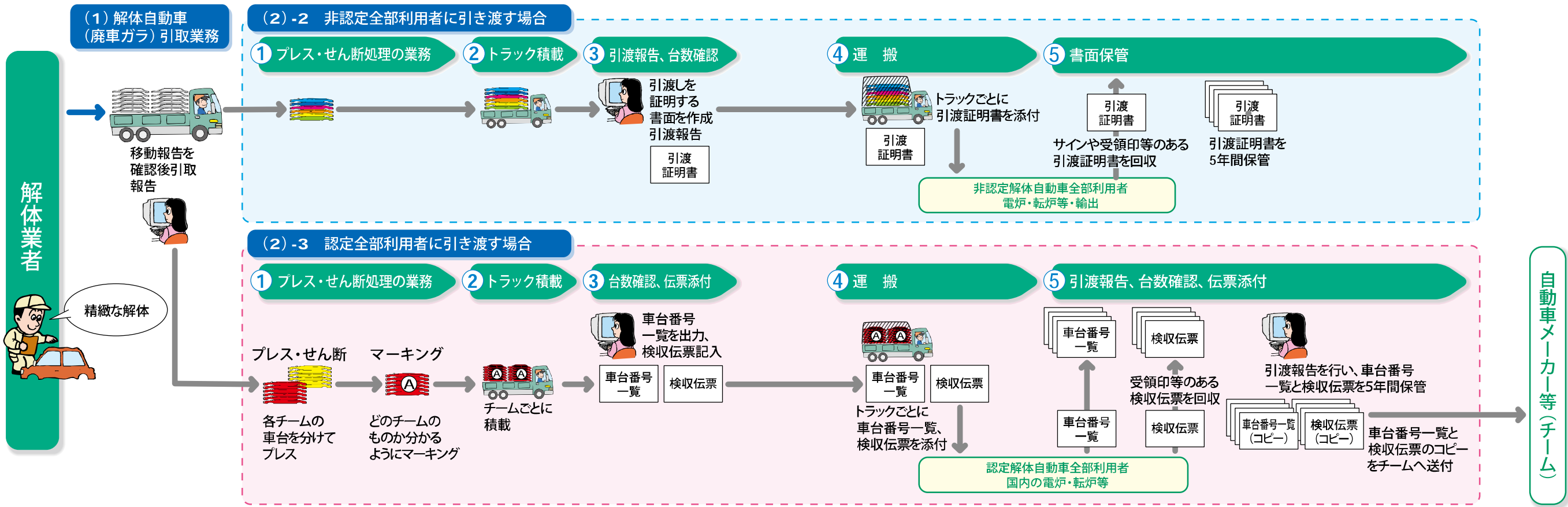
- ・ プリントアウトした車台番号一覧と検収伝票をトラックの運転手に持たせ、搬出します。

⑤引渡報告、伝票管理

- ・ 車台番号一覧と検収伝票を回収し、記入(受領印等)がすべて行われているかを確認してください。記入もれがあった場合は速やかに処置してください。
- ・ 問題がなければ電子マニフェストの引渡先確定済荷姿の一覧画面を開き、情報管理センターへの報告を完了してください。

電炉・転炉等への運搬から情報管理センターへの報告完了までの期間は3日以内です。車台番号一覧と検収伝票は5年間保管することが必要です。なお、自動車メーカー等(チーム)として委託した車台の確認が必要ですので、車台番号一覧と検収伝票のコピーを委託契約した自動車メーカー等(チーム)に郵送してください。

●パターン2、3 解体自動車全部利用者に引き渡す場合



(2) プレス・せん断処理業者→認定全部利用者の移動報告義務

詳細は「パソコンを利用した移動報告(電子マニフェスト)詳細マニュアル破砕工程編」をご覧ください。

① 対象車台の選択

引渡報告済車台の一覧から全部利用者へ引き渡す車台を選択・確定します。

自動車リサイクルシステム

2014/11/04 13:55:17

破砕工程 > 認定全部利用者への解体自動車の引渡報告 > 対象車台の選択 (JPRS4282)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1. 引渡実施事業者(自社) 情報

事業所コード 555055605670 事業者/事業所名 神奈川破砕(株)横浜工場

2. メーカーと契約した電炉等情報

委託引取会社等 A チーム

電炉等名 イ電炉(α社)

所在地 千葉県千葉市千葉区海岸 1-2-3

所属メーカー名 ○○○自動車 株式会社、◇◇◇自動車 株式会社、☆☆☆ 株式会社、△△△ 株式会社、○○○ 株式会社、◇◇◇ 株式会社、AAA 株式会社、BBB 株式会社

3. 荷姿情報 ※トラック登録番号は、必ず入力してください。

トラック登録番号 ー過去の入力履歴から選択ー 選択やり直し 履歴のクリア

千葉 100 あ 1234

1 トラック登録番号*

4. 引取報告済車台の一覧

該当車台は7件です

前ページ 次ページ 1 ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件 並び替え 引取報告日(昇順)

引取報告日	車台番号	車名	引渡報告対象選択
2013/04/22	AA1-1234567890	E-AA1	○○○
2013/04/23	BB1-1234567890	GF-BB1	◇◇◇
2013/04/30	CC1-1234567890	GD-CC1	☆☆☆
2013/05/08	DD1-1234567890	DBE-DD1	△△△
2013/05/14	FF1-1234567890	KD-FF1	◇◇◇
2013/05/16	AA1-0987654321	E-AA1	○○○
	H011V-243728	V-H011V	スズキ

5. 備考情報

備考(当該工程用)

(注) 保存、確定等のボタンを押さずにメニューに戻った場合は、入力内容が保存されませんので注意してください。

メニューに戻る 引渡先確定

- ステップ 1 ① 引渡先の電炉等へ解体自動車を運搬するトラック登録番号を入力します。
- ステップ 2 ② 引取報告済車台が一覧になっているので、その中から引渡報告を行う車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- ステップ 3 ③ 引渡先確定 引渡先確定ボタンをクリックします。

② 紐付車台一覧の印刷

本画面は、解体自動車の引渡報告を完了させる画面ですが、この時点では引渡報告を完了させずに、引渡証明書の一部となる紐付車台一覧を印刷してください。

自動車リサイクルシステム

破砕工程 > 認定全部利用者への解体自動車の引渡報告 > 情報管理センターへの報告 (JPRS4283)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1. 引渡実施事業者(自社) 情報

事業所コード 444444499901 事業者/事業所名 神奈川破砕(株)横浜工場

2. 引渡先確定済荷姿の一覧

※メーカーと契約した電炉等からの移転履歴を登録・確認の後、一番右にある「引渡報告対象選択」をクリックした上で、右下にある「センターへ報告」をクリックしてください。

該当荷姿は3件です

前ページ 次ページ 1 ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件 並び替え 荷姿ID

最終確定日	引渡先事業者/事業所名	委託引取会社等	荷姿ID	トラック登録番号	紐付車台数	荷姿内容変更	確定取消	引渡報告対象選択
2014/11/04	○○○電炉株式会社 △△製造所(α商事株式会社 山陰支店)	A チーム	AAA-20141100001	山陰 100 あ 1234	1	変更		
2014/11/04	○○○電炉株式会社 △△製造所(α商事株式会社 山陰支店)	B チーム	BBB-20141100001	山陰 100 い 9876	2	変更		
2014/11/04	○○○電炉株式会社 △△製造所(α商事株式会社 山陰支店)	A チーム	AAA-20141100001	山陽 100 さ 1111	3	変更		

3. 紐付車台一覧

該当車台は3件です

前ページ 次ページ 1 ページ 表示件数 全件

車台番号	型式	車名
HH22-22334455	E-HH22	○○○
HH22-11223344	GF-HH22	◇◇◇
HH33-00112233	GD-HH33	△△△

4. 備考情報

備考(当該工程用)

(注) 備考情報保存のボタンを押さずにメニューに戻った場合は、入力内容が保存されませんので注意してください。

前画面に戻る 備考情報保存

- ステップ 4 ④ プレス・せん断した解体自動車を積載したトラック登録番号の右の「詳細」ボタンをクリックし、積載された車台の情報を表示します。
- ステップ 5 ⑤ P 画面印刷 ボタンをクリックして解体自動車の紐付車台一覧を印刷します。
- ステップ 6 ⑥ 印刷終了後、前画面に戻る ボタンをクリックして前画面に戻ります。
- ステップ 7 ⑦ ログアウト をクリックして終了します。
- ※ 解体自動車の搬出前に行う業務はここまでにになりますので、一端作業を終了することになります。この時点では情報管理センターへの引渡報告を行わないように注意してください。



情報管理センターへの引渡報告は、必ず電炉・転炉等により事項が記入された検収伝票と紐付車台一覧を回収した後に行います。

- 引渡報告は解体自動車を搬出してから3日以内に行う必要があります。このため、検収伝票および紐付車台一覧をトラック運転手に持たせて解体自動車(廃車ガラ)を搬出してから3日以内に検収伝票と紐付車台一覧を電炉・転炉等から回収する必要があります。
- 認定全部利用者から回収した検収伝票と紐付車台一覧は引渡証明書として5年間保管する必要があります。なお、自動車メーカー等(チーム)として委託した車台の確認が必要です。検収伝票と紐付車台一覧のコピーを委託契約した自動車メーカー等(チーム)に郵送してください。

第 4 章 シュレッダー業者の具体的な実務

1. プレス・せん断処理業者の実務概要

① 解体自動車(廃車ガラ)の引取り

- 前工程の事業者から解体自動車が搬入された場合、前工程の事業者の引渡報告が行われているかどうかを確認します。
- 車台番号を確認して移動報告画面で引取報告を行います。
前工程の移動報告が行われていない場合は引取報告が行えません。

② 破碎処理(シュレッディング)

- ASR に異物が混入しないように、解体自車の破碎を行います。
- 引き取った解体自動車をチームごとに分けて破碎する必要はありません。
- 保管場所に ASR が溜まったら、指定引取場所との話し合いの上で決まった引渡計画に基づき運搬のトラックを手配します。チームごとに分けて運搬していただく必要があります。

③ 計量(台貫)

- ASR を積載する前にトラックを台貫に載せ、トラックのみの重量を計測します。
- 運搬しようとするチーム分の ASR をトラックに積載します。
- ASR を積載したトラックを台貫に載せ重量を計測し、トラックのみの重量を差し引きして ASR のみの実重量を算出します。

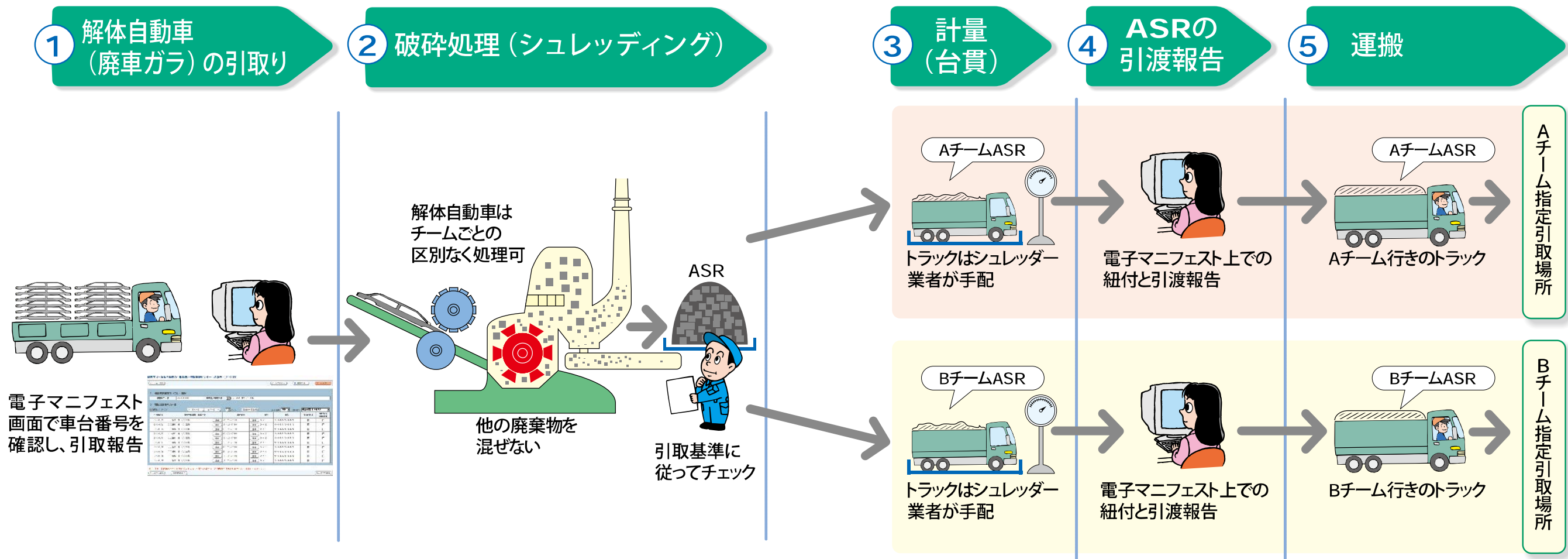
④ ASR の引渡報告

- 電子Manifestの引渡報告画面を開きます。
- チームを特定し、トラックに積載した ASR のみの実重量を入力します。
- ASR 実重量に相当する重量分だけ、電子Manifestの画面上で車台数を紐付ます。
ここで情報管理センターへの報告前に情報管理センターへの引渡報告画面をプリントアウトして、トラック運転手に持たせて下さい。
- 情報管理センターに引渡報告を行います。

⑤ 運搬

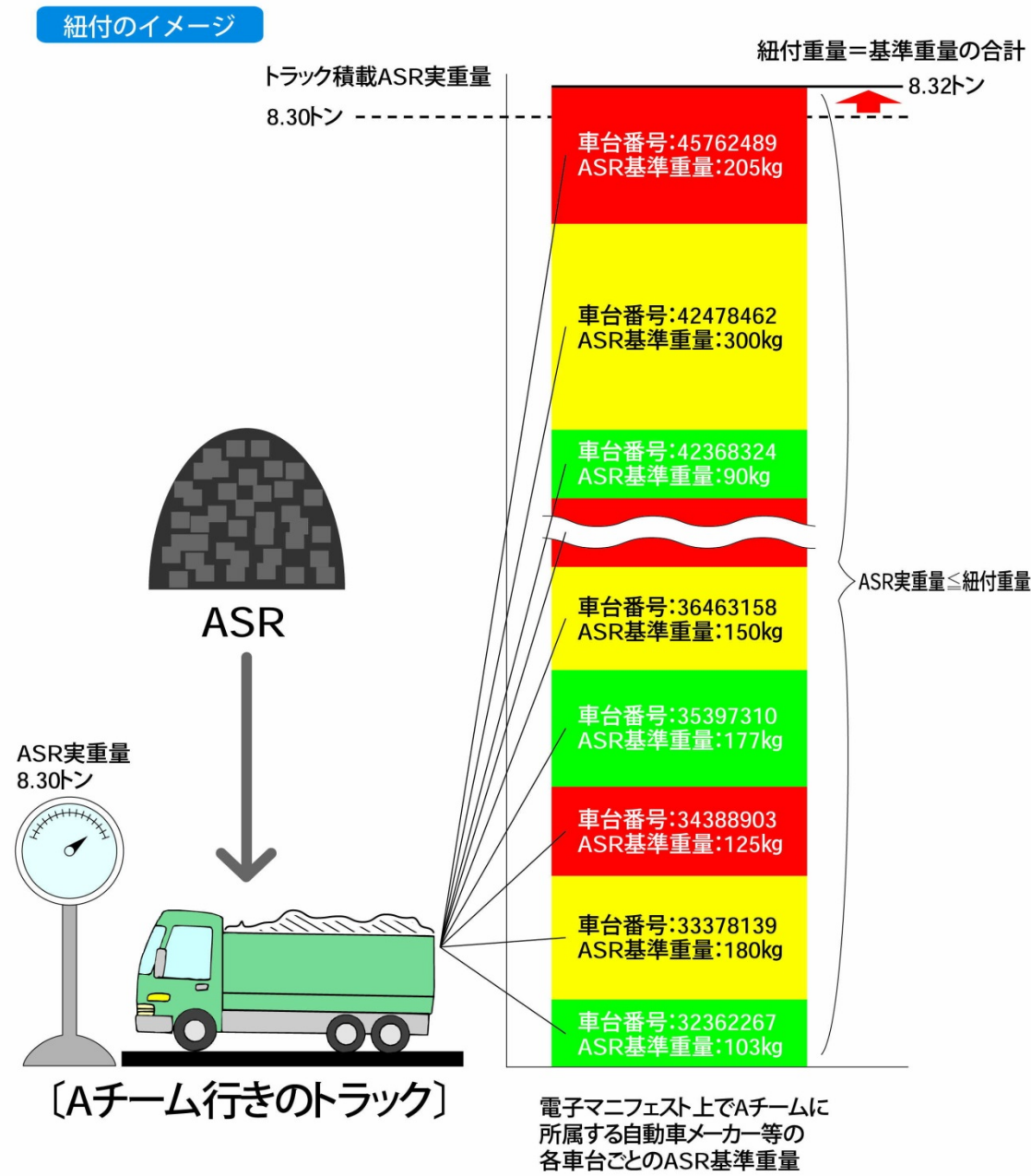
- 引渡報告が完了したら、飛散防止・雨水防止カバーが確実に固定されているかを確認した上で、ASR をチームごとの指定引取場所に搬出します。

● 業務取り回しの流れ



2. 紐付とは

- 紐付とは、トラックに積載した ASR 実重量に相当する分だけ、電子マニフェスト(移動報告)に記載されている各車台ごとの ASR 基準重量を割り当てて合計する作業のことです。
- 紐付した ASR 基準重量の総和がトラックに積載重量の総和がトラックに積載した ASR 実重量を超えるようにすることが必要となります。
- 紐付作業は電子マニフェストの「破碎工程－ASR 引取報告－対象台数の選択」画面で行いますが、考え方は下図のようになっています。



3. 電子マニフェスト画面での紐付作業

電子マニフェストの紐付画面

破碎工程 > ASR引取報告 > 対象車台の選択 (JPRS4272)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1. 引渡実施事業者(自社)情報

事業所コード	555055605670	事業者/事業所名	神奈川破碎(株)横浜工場	業の種類	破碎
--------	--------------	----------	--------------	------	----

2. ASR指定引取場所情報 (注) 事業所名等を必ず確認して下さい。

委託引取会社等	A チーム				
所属メーカー名	〇〇〇自動車 株式会社、◇◇◇自動車 株式会社、☆☆☆ 株式会社、△△△ 株式会社、〇〇〇 株式会社、◇◇◇ 株式会社、A A A 株式会社、B B B 株式会社				
事業所コード	888088808880	事業者/事業所名	A S R 処理工業(株)池袋工場		
郵便番号	170-0000	所在地	東京都豊島区池袋 8C-80-80	電話番号	03-0888-8888

3. 運搬事業者情報 ※印の項目は、必ずいずれかを選択してください。なお、「運搬委託」を選択した場合は、委託した運搬事業者名と収集運搬許可番号を入力してください。

1 運搬事業者名、及び 廃棄物処理法上の収集運搬許可番号

○ 自社運搬、又は引渡先運搬

● 運搬委託 (事業者名等: ー過去の入力履歴から選択ー) 選択やり直し 履歴のクリア

新宿輸送 1300998877

4. 荷姿情報 ※印の項目は、必ず入力してください。

トラック登録番号 ー過去の入力履歴から選択ー 選択やり直し 履歴のクリア

2 トラック登録番号 品川 11 お 7777

荷姿 ID 荷姿作成日 最終確定日

3 引渡時 ASR 実重量 kg 紐付状況 6 kg

5. 引取報告済車台の一覧 該当車台は111件です 前ページ 次ページ 1/1 ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件

引取報告日	車台番号	型式	車名	ASR 基準重量(kg)	紐付重量(kg)	4	5
2013/04/25	AA1-1234567890	詳細	E-AA1	〇〇〇	122	122	5
2013/04/25	BB1-1234567890	詳細	GF-BB1	◇◇◇	125	125	
2013/05/01	CC1-1234567890	詳細	GG-CC1	☆☆☆	175	175	
2013/05/01	DD1-1234567890	詳細	DBE-DD1	△△△	188	188	

6. 備考情報

◆備考(当該工程用)

◆次工程(次業者)への送り事項

(注) 保存、確定等のボタンを押さずにメニューに戻った場合は、入力内容が保存されませんので注意してください。

メニューに戻る 7 引渡先確定

【トラック積載の ASR 実重量に合わせて各車台ごとに設定した ASR 基準重量を紐付する作業】

- ステップ 1 運搬事業者名情報の欄 1 で『自社運搬、又は引渡先運搬』か『運搬委託』を選択します。『運搬委託』を選択した場合は、運搬事業者名と廃棄物処理法上の収集運搬許可番号を入力することが必要です(辞書機能あり)。
- ステップ 2 『トラック登録番号』2 を入力します。
- ステップ 3 『引渡時 ASR 実重量』3 つまり、台貫で計測した ASR 実重量を入力します。
- ステップ 4 自動紐付 4 をクリックすると ASR 実重量に相当する車台数を自動で選択できます。
- 表示としては、引渡報告対象選択欄のチェックボックス 5 に☑が入ります。
 - 同時に、紐付した車台の ASR 基準重量の総和が『紐付状況』6 自動表示されます。
- ステップ 5 紐付した車台に問題がなければ 引渡先確定 7 をクリックします。

第 5 章 ASR 引取基準

1. ASR 引取基準の基本的な考え方

- ASR の円滑で効率的な引取りと再資源化の実施のために、自動車メーカー等が ASR の引取基準を設定します(法第 22 条)。

(1) 引取基準設定の前提

① 法律に基づき、ASR のみを引取り対象とします。

【ASR の定義】

解体業者・破砕業者の再資源化基準に従って「事前選別処理品目」の回収等が行われた後発生する自動車由来のシュレッダーダストのことです。ASR=Automobile Shredder Residue

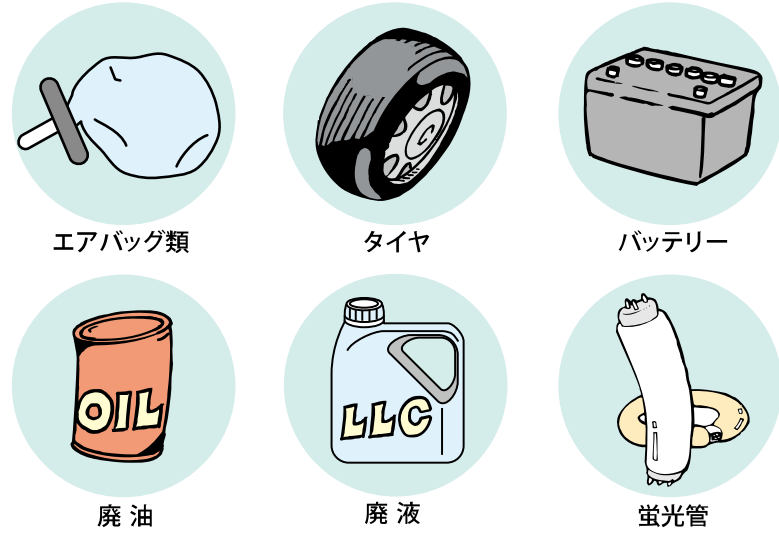
事前選別処理品目

ア) 法第 16 条および規則 9 条に定められた再資源化基準に従い、解体業者の義務として適正に回収されるべきもの

- エアバッグ類
※取外しもしくは車上作動処理が必要
- タイヤ(スペアタイヤも含む)
- バッテリー(鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池)
- 燃料、オイル、ロングライフクーラント等の液類
- 蛍光管(大型バス等の室内照明用のもの)

イ) 室内・トランク内のゴミ

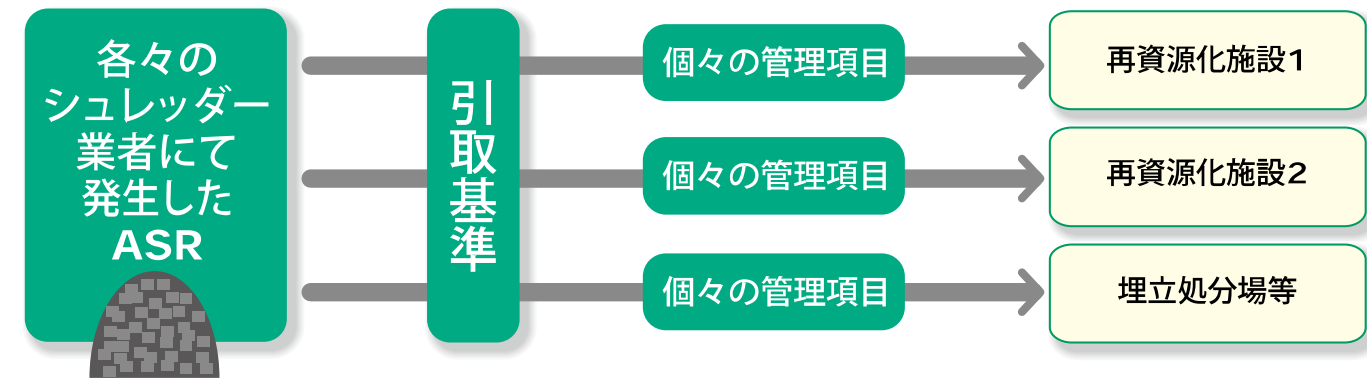
ウ) 足回り等の著しい土砂



- ② ASR の引取重量は、自動車メーカー等が予め各車台一台ごとに設定した ASR 基準重量(電子マニフェスト上で確認可能)の範囲内とします。
- ③ ASR の引取基準に適合しているかどうかは、各チームが定める指定引取場所において確認します。

2) 施設ごとの基準への対応

- 施設ごとに独自の管理項目がある場合は、シュレッダー業者との取決めにより管理します。



2. 具体的な ASR 引取基準

- ASR 引取基準は下記のように設定しています。

項 目	検査項目	基 準
性 状	異物	異物(非自動車・事前選別処理品目)の混入がないこと
	水分・土砂含有率	降雪寒冷地においてのみ、個別事業者ごとに設定した値以下であること※
引取りの方法	引取場所	各チームの定める指定引取場所であること
	引取りのタイミング	事前の取決めに従ったタイミングでの搬入であること
	移動報告	要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること
荷 姿	荷積み形態	ASR の飛散や雨水が侵入しない運搬形態であること(カバー等)
	運搬単位	電子マニフェスト上で登録済みのトラック単位での運搬であること(原則として 10t トラック以上) なお、ASR 発生量の少ないシュレッダー業者には特例を設定
	異常な水もれ	荷室内より水もれのないこと

※一般地区については ASR 基準重量算出時に水分量を加えています

3. 引取基準不適合時の処置

原則 ASR の指定引取場所において ASR 引取基準に適合しない場合（ASR 中に異物※の混入が認められた等）は、その搬入単位すべてについて引取りを拒否することがあります。

- ・ 遠距離運搬のケースで引取りを拒否する場合、チームは運搬費補助を一切せず、シュレッダー業者の負担となります。
- ・ 荷降ろし後に異物混入が検出された場合は、チームとシュレッダー業者との協議により異物は別枠で取り扱うこととし、別枠処理にかかる費用については、原則として、すべてシュレッダー業者の負担とします。



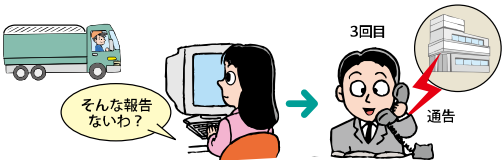
不適合時の処置については、チームとシュレッダー業者が覚書を取りかわします。やむを得ない理由があるか否かについてはチームとシュレッダー業者が協議の上判断することになります。支払いの方法（シュレッダー業者が直接 ASR 処理施設に支払うのか、自動車メーカー等を通して支払うのか）については別途調整し決定します。

※「異物」とは、非自動車物品（家電・自動販売機・パチンコ台等の破碎屑、塗料缶・プラスチック箱等の物品や破碎屑、その他）、事前選別処理品目、シュレッダー処理されていないもの、移動報告が行われていない車台の部品、等をいう

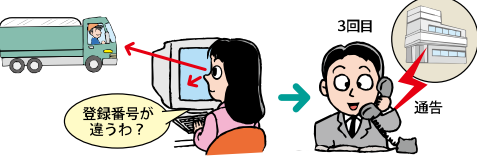
(1) 荷降ろし前に不適合が判明した場合

- ・ 下記の場合について引取りを拒否することがあります（各事業者に連絡します）。さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うこともあります。

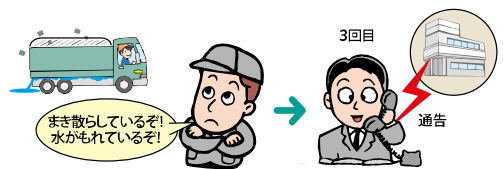
① 電子マニフェスト上での引渡報告が行われていない場合（入力もれや計画外持込）



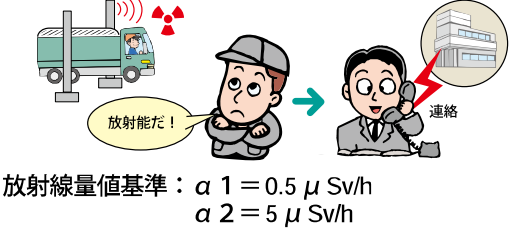
② 引渡報告に入力されていないトラック（登録番号）で搬入された場合（入力ミス等）



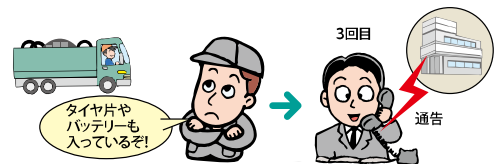
③ ASR が飛散したと思われる運搬形態や荷台からの異常な水もれの状態で搬入された場合



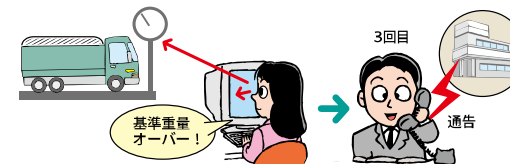
④ 放射線検査装置で異常値が検出された場合
検出レベルによりアイソトープ協会、放射線専門会社へ連絡します。その結果によっては、所轄省庁・自治体に通告等の処置を行います。



⑤ 目視検品で異常が認められた場合



⑥ ASR 実重量が ASR 基準重量合計をオーバーする場合



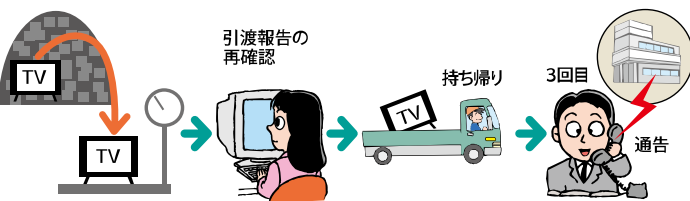
※重量計の誤差等の扱いは現在検討中

(2) 荷降ろし後に不適合が判明した場合

- ・ 目視検品で異常が認められた場合、シュレッダー業者立会いの下、「除去可能」か「処理可能」かを判断します。さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うことがあります。

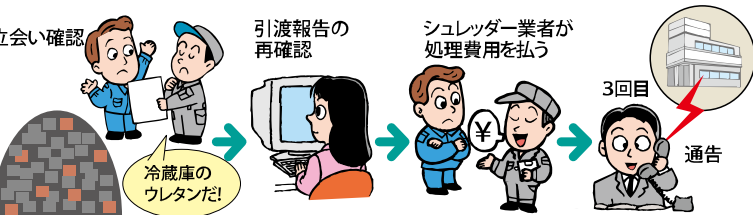
① 除去可能

- ・ 異物を除去・重量測定し、正味 ASR 実重量をシュレッダー業者に連絡します。
- ・ シュレッダー業者は減算結果を基に引渡報告の修正をします。
- ・ ASR 指定引取場所は修正された引渡報告を確認し、引取報告を行います。
- ・ シュレッダー業者は異物を持ち帰ります。



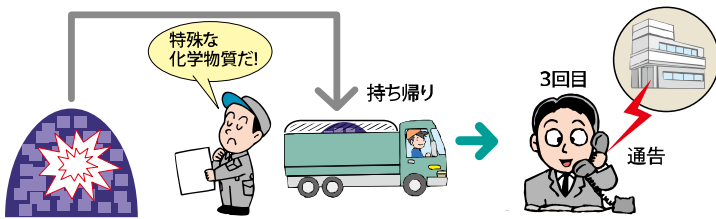
② 除去不可能であるが処理可能

- ・ シュレッダー業者立会いの下、異物混入率（正味 ASR 実重量）を算定します。
- ・ シュレッダー業者は減算結果を基に引渡報告を修正します。
- ・ ASR 指定引取場所は修正された引渡報告を認め、引取報告を行います。
- ・ シュレッダー業者は異物分処理費を ASR 処理施設に支払います。



③ 除去不可能でかつ処理不可能

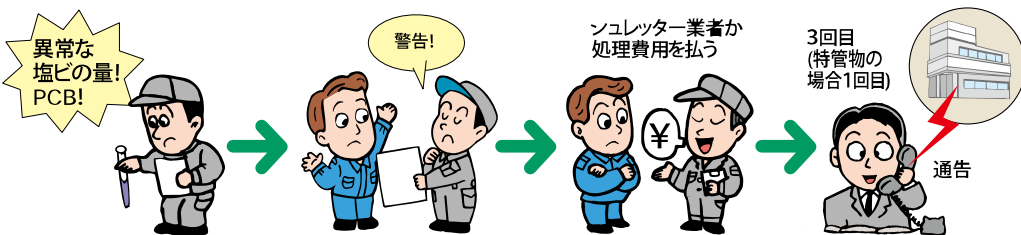
- ・ 原則として、引取りを拒否します。
- ・ シュレッダー業者はすべてを持ち帰ります。



(3) ASR 処理後に不適合が判明した場合

次のステップで処理することになります。

- ・ ASR 処理施設はシュレッダー業者に不適合状態を連絡します。
- ・ シュレッダー業者は ASR 処理施設に、原状復帰や異物処理の費用算出を依頼します。
- ・ ASR 処理施設は処理費用をシュレッダー業者に請求します。
- ・ シュレッダー業者は ASR 処理施設に費用を支払います。



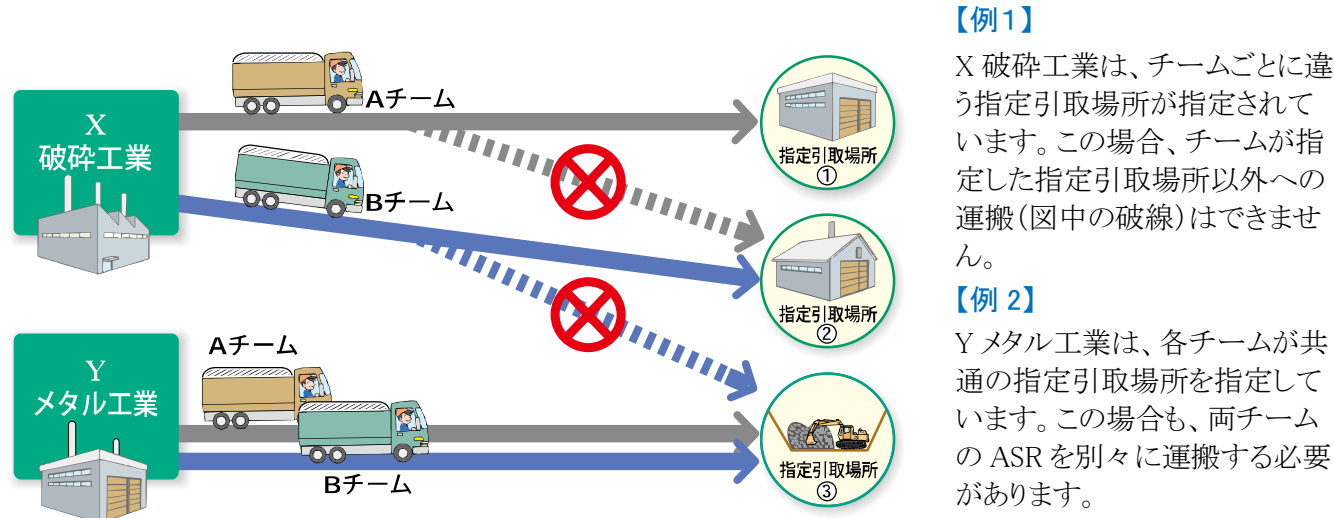
不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うことがあります。特別管理廃棄物（PCB、強酸、強アルカリ、等）検出の場合は、即時所轄省庁・自治体に通告を行う予定です。

第 6 章 ASR 指定引取場所

1. ASR 指定引取場所とは

- 自動車メーカー等が ASR を引き取るために、予め指定する場所です。
- 各チームがシュレッダー業者ごとに ASR 再資源化施設や埋立処分場等を指定引取場所として指定します。(法第 21 条)

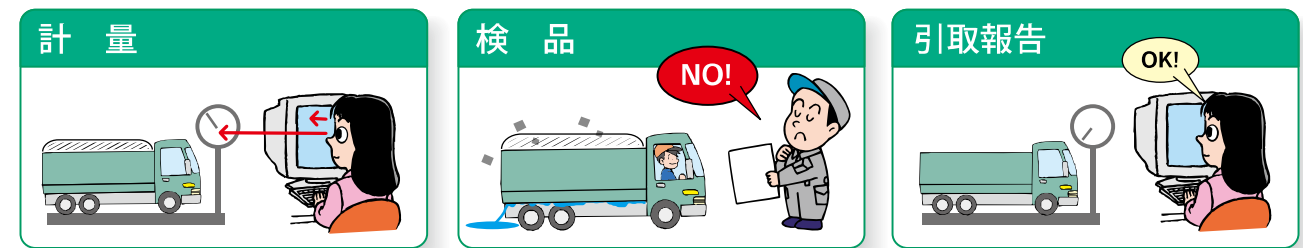
(1) 指定引取場所と破碎業者の関係



 指定引取場所は、定期修理や故障のため、受入れを停止する場合があります。このような緊急時に備えて、シュレッダー業者ごとに複数の指定引取場所を指定します。

(2) 指定引取場所の役割

- 指定引取場所では、各チームとの緊密な連絡の下で、引取基準への適合を確認する計量、検品業務と、電子マニフェストによる移動報告を行います。搬入された ASR が引取基準に適合しないことが判明した場合、引取りを拒否する場合があります。



計 量
ASR 積載トラック重量の計量、電子マニフェストによる引渡報告の有無、報告内容との整合性などを確認します。

検 品
搬入された ASR の引取基準への適合(性状・荷姿等)を確認します。

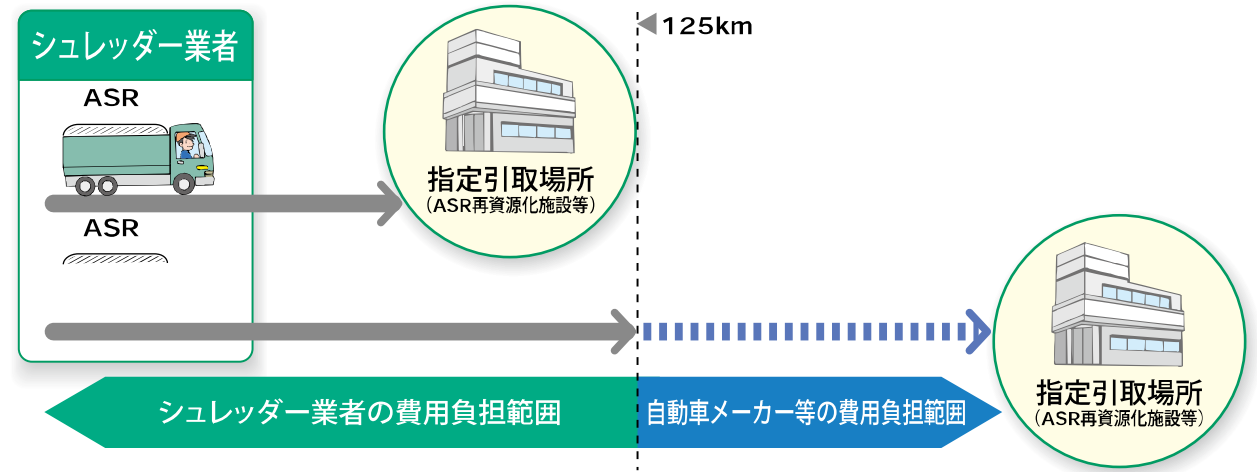
引取報告
引き取った ASR 実重量を電子マニフェストに入力した後、引取報告を行います。

2. ASR 指定引取場所までの運搬と費用分担

- ASR 指定引取場所までの運搬距離が片道で 125km を超えるシュレッダー業者については、遠距離運搬業者として指定します。
- ASR 指定引取場所までの運搬は、トラックの手配等を含めシュレッダー業者が主体となります。

(1) 運搬費負担の原則と自動車メーカー等負担

- ASR 指定引取場所までの運搬費は、原則としてシュレッダー業者の負担となります。
- ASR 指定引取場所への ASR 運搬トラック等の運搬距離が片道 125km を超えた場合には、下図のとおり 125km 以遠の往路の運搬費を自動車メーカー等が負担します。



125km以遠運搬費算出方法

$$125\text{km以遠の運搬費 (円/回)} = \frac{\text{全運搬距離 (片道)} - 125\text{km}}{\text{全運搬距離 (片道)}} \times \text{全運搬距離 (片道) の運搬費}$$

全運搬距離(片道)の運搬費
指定引取場所までの運搬費は、シュレッダー業者とチームごとに打合せの上、設定します。

(2) 支払いの方法

- 自動車メーカー等(チーム)は、上記の 125km 以遠の運搬費について以下の方法でお支払いします。
- 毎月末日に運搬回数を締めて翌月初に計算の上※、翌月末にお支払いします。
- ※ 125km 以遠の運搬費 × 運搬回数
- チームごとにまとめてシュレッダー業者の指定金融機関口座に振込みます。

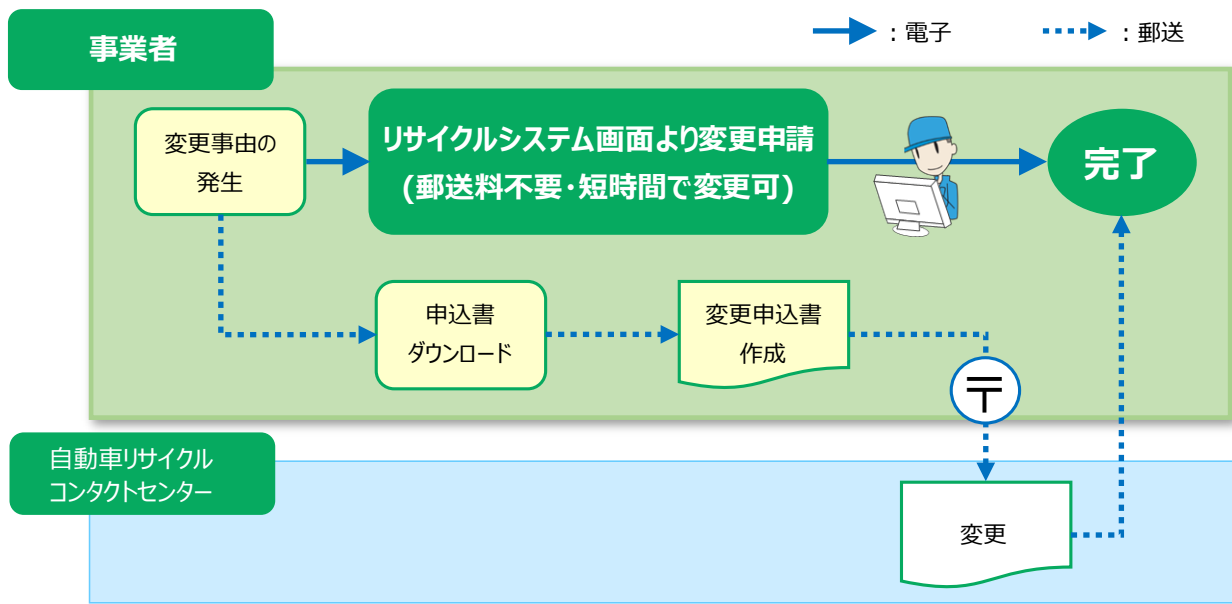
第7章 自動車リサイクルシステム事業者登録情報における内容変更の手続きについて（重要）

- 事業者(所)情報に変更が生じたときは、登録情報を変更してください。変更せずに業務を継続すると、自動車 リサイクル法に抵触する場合があります。

なお、上記の手続きとは別に、都道府県知事等への変更届け出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

変更内容		申込方法			手続き方法
		電子	郵送	ゆうちょ窓口	
1	事業者の電話番号、FAX番号	○	○	×	リサイクルシステムにログインし、「事業者情報詳細／変更申請」画面よりお手続きください。
2	事業所の電話番号	○	○	×	
3	リサイクル関連担当者の情報 (電話番号、メールアドレス等)	○	○	×	
4	事業者情報公開可否	○	○	×	
5	金融機関口座情報				ゆうちょ銀行に備え付けの「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、ゆうちょ銀行の窓口に提出してください。
	ゆうちょ銀行以外	×	○	×	コンタクトセンターにお電話ください。必要書類を送付しますので、ご記入のうえ下記宛先まで郵送してください。
6	業の変更、事業所閉鎖、法人化、合併等	×	○	×	
7	上記1～6以外の項目 (例：会社名、所在地等)	×	○	×	自動車リサイクルホームページより、申込書をダウンロードし、変更箇所のみご記入のうえ、下記宛先まで郵送してください。

【変更手続きの基本フロー】



自動車リサイクルコンタクトセンター

お問合せ先／050-3786-7755 受付時間：9:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く）

書類送付先／〒105-8691 東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 業者登録グループ